

参考資料

令和6年第1回市議会（定例会）  
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その6）

堺 市



# 目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その6)

議案第 50 号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	1
----------	----------------------	---



< 議案第 50 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例 >

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額）</p> <p>第9条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、一般被保険者であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。</p> <p>（追加）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。この場合において、<u>当該保険料率に小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）</p> <p>第11条の5の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、一般被</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額）</p> <p>第9条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、一般被保険者であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。</p> <p><u>2 前項の場合において、同項の基礎賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。この場合において、<u>第3号イ又はウに掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額）</p> <p>第11条の5の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、一般被</p>

保険者であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

(追加)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第11条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。この場合において、当該保険料率に小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第11条の5の10 第11条の5の3又は第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。）は、200,000円を超えることができない。

(介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額)

保険者であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

2 前項の場合において、同項の後期高齢者支援金等賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第11条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。この場合において、第3号イ又はウに掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第11条の5の10 第11条の5の3又は第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。）は、220,000円を超えることができない。

(介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額)

第11条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、介護納付金賦課被保険者である者について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

(追加)

(介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率)

第11条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。この場合において、当該保険料率に小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2

第11条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、介護納付金賦課被保険者である者について算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。

2 前項の場合において、同項の介護納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率)

第11条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(低所得者の保険料の減額)

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2

第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に290,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）

現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ（略）

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に535,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者
- アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の

第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に295,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）

現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ（略）

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に545,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者
- アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の

基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2～4 (略)

基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2～4 (略)

令和6年第1回市議会（定例会）  
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その6）

---

令和6年2月 発行

**編集・発行** 堺市財政局財政部資金課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

---

配架資料番号

1-B2-23-0058

